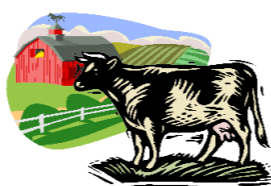


広報家畜衛生

平成31年3月11日発行
徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225
家畜保健衛生所ホームページURL
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011110200042/>

平成31年4月1日より 死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります。

平成31年4月1日より次の①～③の死亡牛でBSE検査が必要です。



- ① 96か月齢以上の死亡牛
- ② 48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛
例：死亡前に歩行困難，起立不能などであった牛
- ③ 全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛
例：興奮しやすい，音や光・接触等への過敏な反応，牛群内での序列の変化，搾乳時の持続的な蹴り，頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し，扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛

※BSE検査には，獣医師の検案書が必要です。
担当獣医師に連絡の上，検案書の作成をお願いします。
※牛トレーサビリティ（牛個体識別のための情報）への死亡等の届出も遅滞なく直ちに登録していただきますようお願いいたします。

なお、「証明書交付手数料」が、520円→1,080円へ変更となりました。併せてご留意ください。

平成31年4月から家畜伝染病予防法に基づき 肉用繁殖牛のヨーネ病検査を開始します。

近年，肉用牛において，ヨーネ病の発生が増加し，家畜の移動も広域的になっていることから，肉用牛の生産現場でも検査の必要性が高まっています。

安全・安心な肉用牛の生産・流通のためにも，検査の実施について，ご理解をお願いします。

1 ヨーネ病とは

- ・ヨーネ菌（細菌）が原因の法定伝染病
- ・頑固な下痢を呈し、急激に痩せる
- ・糞便から他の牛へ感染する
- ・発病まで1年以上かかるため、気付かないうちに牛群全体に広がる恐れ
- ・治療法はない
- ・乳牛は全頭検査を実施
- ・徳島県での摘発頭数は、1～2頭/年
- ・全国的に、肉用繁殖牛の検査を実施



2 検査内容

- (1) 対象：繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している肉用雌牛
- (2) 方法：採血を行い、抗体検査を実施
抗体陽性となった個体のみ、糞便を採取し、遺伝子検査を実施
- (3) 手数料：1頭あたり600円

3 ヨーネ病と診断された場合

- (1) ヨーネ病と診断された場合は、家畜伝染病予防法に基づき、殺処分となります。
なお、当該家畜に対して、国から手当金が支給されます（上限95万円）。
- (2) まん延防止対策として、少なくとも3年間、同居牛の検査を継続します。
- (3) 農場の清浄化に向けた対策については、家畜保健衛生所、関係機関等が協力いたします。

4 発生予防のために！

- (1) 牛舎消毒など、飼養衛生管理を徹底しましょう。
- (2) 県外から牛を導入する時は、ヨーネ病の検査を受けましょう。

<連絡先> 徳島家畜保健衛生所 088-631-8950
阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております

